

令和8年3月10日  
近検協第07-074号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 令和8年2月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2月度の受付台数は15,767台で前年同月比102.8%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 定期検査報告書（副本）の取り扱い終了について

令和8年6月受付分より定期検査報告書（正本）のみの受付とさせていただきます。

以降は定期検査報告書（副本）についての取り扱いは終了とさせていただきますのでご了承願います。

#### 【至る背景について】

昨年10月に国土交通省住宅建築指導課より『建築基準法の手続きに係るシステム共通化（DX化）』が発表され、令和10年4月からのスタートに向け行政庁が中心になりDX化が進められています。

国土交通省は建築物の定期報告を主体としてDX化を進めていますが、その中に昇降機等の検査報告内容を包含していくとの情報を受けており、昇降機等の定期検査報告についても今後はオンライン報告が主体となることが想定されます。

DX化が進めば定期検査報告書（副本）の取り扱いが不要となることから、協議会では先行して定期検査報告書（副本）の取り扱いを終了とさせていただくことといたしました。

#### 【報告書受付証明書の発行及び6月以降の副本の取り扱いについて】

定期検査報告書（副本）の代わりとして定期検査報告書受付証明書（昇降機等）を協議会より発行させていただきます。管理者（所有者）様にお渡し下さい。（別紙1）

また、定期検査報告書受付証明書は毎月5日ごとにメールしております定期検査報告済証（ワッペン）送付案内（別紙2）や昇降機等検査報告書（要是正含む）送付案内（別紙3）に添付し送付させていただきます。

なお、6月以降に副本の提出があった場合については、受付印の押印は実施しませんのでご注意ください。（副本については定期検査報告済証送付時に併せて返却いたします。）

※協議会提出後の定期検査報告書については、コピー等を報告会社へお渡ししませんので協議会に提出前のデータ等の保存をお願いいたします。

#### 【定期検査報告書（第一面、第二面）の発送について（予定）】

協議会から翌年度報告分として検査基準月の約6か月前を目途に定期検査報告書（第一面、第二面）の印刷物を2部報告会社へ郵送しておりますが、4月中旬に郵送予定の基準月が令和8年10月、11月分からは1部へと変更させていただく予定です。

また、上記の印刷物についてはペーパーレス化の観点からPDFデータでの発送も予定しております。

今後の運用については、準備が整い次第月報にてお知らせいたしますが、この度の変更内容については、各報告会社様のご協力並びにご理解を賜りますようお願いいたします。

## **2. 検査報告書の電子メールによる報告について**

令和8年3月より姫路市が電子メールによる報告の受付を開始しました。姫路市への電子メールによる報告を実施したい場合は、協議会へ事前のご連絡をお願いいたします。

また、大阪府下及び尼崎市についても引き続き電子メールでの受付を実施しておりますので、併せて報告をお願いします。

### **電子メール報告での対象外条件**

※下記に該当する報告書は、電子メール報告の対象外となりますので注意のうえご報告ください。

- ・ 初回報告。
- ・ 報告者氏名に押印されているもの。
- ・ 遅延理由書が添付されているもの。
- ・ 判定結果が要是正であるもの。但し、要是正（既存不適格）は報告可です。

以上